



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働二一）

省 令

○厚生労働省令第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十五条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十五条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 七七七（略）</p> <p>七十八（略）</p> <p>七十九 N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類</p> <p>八十（略）</p> <p>八十一、百十（略）</p> <p>百十一（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十五条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 七七七（略）</p> <p>七十八 三一（二）「エチル（プロピルアミノ）エチル」一H-インドール四-イルIIアセテート及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>七十九 N-エチル-N-（二）（五）メトキシ一H-インドール三-イル「エチル」プロパン-一-アミン及びその塩類</p> <p>八十、百九（略）</p> <p>百十 N・N-ジエチル-七-メチル-四-プロピオニル-四・六・六 a・七・八・九-ヘキサヒドロインドロ「四・三-f g」キノリン-九-カルボキサミド及びその塩類</p>

百十二 N・Nジエチルヘプタメチル

四ペンタノイル四・六・六・七・

八・九ヘキサヒドロインドロ「四・

三-f-g」キノリン九カルボキサミ

ド及びその塩類

百十三 (略)

百十四 百五十二 (略)

百五十三 (略)

百五十四 六・七・八・十・十一テトラヒ

ドロ六・六・九トリメチルヘ

ンチル六Hジベンゾ「b・d」ピラ

ン一ニールニアセテート及びその塩類

百五十五 六・七・十・十一テトラヒ

ドロ六・六・九トリメチルヘ

ンチル六Hジベンゾ「b・d」ピラ

ン一ニールニアセテート及びその塩類

百五十六 (略)

百五十七 百 (略)

二百一 (略)

二百二 N(四フルオロフェニル)

N(ニフェチルピペリジン)四

イル)フランニカルボキサミド及び

その塩類

(新設)

百十一 N・Nジエチルヘキサメトキシ
トリブタミン及びその塩類

百十二 百五十 (略)

百五十一 六・七・八・十・十一テトラヒ

ドロ六・六・九トリメチルヘ

プチル六Hジベンゾ「b・d」ピラ

ン一ニール及びその塩類

(新設)

(新設)

百五十二 ニ(テトラヒドロピラン

四ニール)メチル一Hインドール

三ニール(二・二・三・三)テトラメチ

ルシクロプロパンニール)メタノン

及びその塩類

百五十三 百九十六 (略)

百九十七 一(四フルオロフェニル)

ニ(ピペリジンニール)ペンタン

ニオン及びその塩類

(新設)

二百三 (略)

二百四 二百三十一 (略)

二百三十二 (略)

二百三十三 六・七・八・九・十・十

aヘキサヒドロ六・六・九トリメ

チルニペンチル六Hジベンゾ

「b・d」ピランニールニアセテ

ト及びその塩類

二百三十四 (略)

二百三十五 二百六十六 (略)

二百六十七 (略)

二百六十八 一(ニ(三ニメチルフェ

ニル)シクロヘキシル)ピロリジン及び

その塩類

二百六十九 (略)

二百七十 三百二十七 (略)

百九十八 一(ニフルオロフェニル

プロパンニリアミン及びその塩類

百九十九 二百二十六 (略)

二百二十七 一(ハプロモベンゾ「二・

二b・四・五b」ジフラン四ニ

ル)プロパンニリアミン及びその塩類

(新設)

二百二十八 六・七・八・九・十・十

aヘキサヒドロ六・六・九トリメ

チルニペンチル六Hジベンゾ

「b・d」ピランニール及びその

塩類

二百二十九 二百六十 (略)

二百六十一 一(ニメチルピペリジ

ンニニール)メチル一Hインド

ルニニール)チフタレンニニール

メタノン及びその塩類

(新設)

二百六十二 二(四メチルフェニル)

ニ(ピペリジンニニール)酢酸メチ

ルエステル及びその塩類

二百六十三 三百二十 (略)

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

発行所 東京五区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一カ月、一六四円(本体、一五二円)
本号、一四三円(本体、一三〇円)
送料 別

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可